

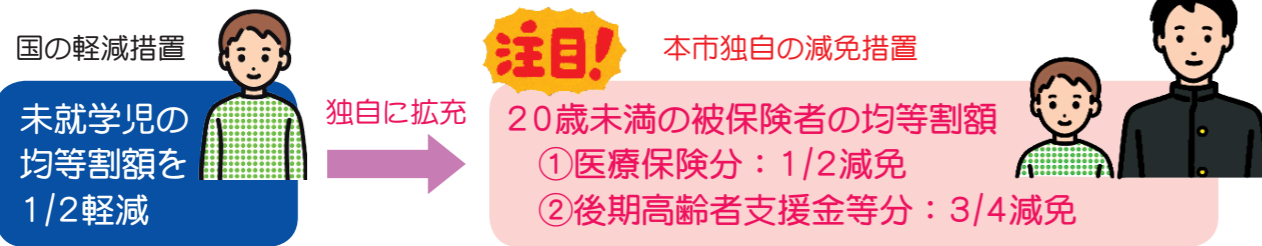
改正2 普通徴収の納期の変更

7月に算定した1年間の税額は、7月から翌年2月までの8回の納期で納めます。

《改正前》 ※令和3年度まで		《改正後》 ※令和4年度から	
納期	7月～翌年1月	→	7月～翌年2月
期別	1期～7期		1期～8期

改正3 子どもの均等割額軽減・減免の実施

国の軽減措置を**拡充**し、本市独自に20歳未満の方の被保険者均等割額を**減免**します。



●資産割・平等割を廃止した場合の影響は？

- ①資産割・平等割の廃止による税収の不足分は、所得割率・均等割額を上げて補完する必要があるため、令和4年度の税率改正に伴い、**世帯単位の税額が変動します。**
- ②平均的な加入世帯の保険税負担は減りますが、これまで、資産割の負担が少なかった世帯や世帯構成員が多い世帯は、税負担が増える傾向にあります。

●世帯の税額の増減の例（※実際の税額と異なる場合があります。）

世帯内の被保険者数	基準総所得額	固定資産税額	改正前の税額	改正後の税額	増減
1人	43万円	0円	13,800円	13,800円	増減なし
	147万円	0円	138,700円	138,400円	300円減
	220万円	0円	203,700円	203,400円	300円減
	220万円	10万円	243,700円	203,400円	40,300円減
2人	43万円	0円	26,100円	34,200円	8,100円増
	220万円	0円	267,500円	299,700円	32,200円増
	220万円	10万円	315,100円	299,700円	15,400円減
3人	300万円	0円	319,900円	316,100円	3,800円減
	300万円	10万円	359,900円	316,100円	43,800円減
4人	400万円	0円	496,100円	530,200円	34,100円増
	400万円	10万円	543,700円	530,200円	13,500円減

☎ 保険年金課 ☎ 45-8124 FAX 43-2933

令和4年度～

国民健康保険税が変わります

資産割・平等割の廃止、子育て世帯の負担軽減など

「茨城県国民健康保険運営方針」において、県内の**国保税(料)の算定方式が資産割、平等割を廃止した2方式(所得割・均等割)化する**方針が示されたことから、令和4年度の課税分から税率を改正します。また、税率改正にあわせ**納期を変更**し、本市独自に**20歳未満の被保険者に係る均等割額の減免措置**を導入します。

改正1 税率の改正

令和4年度の課税分から、次の**所得割率**および**被保険者均等割額**をもとに算定されます。なお、20歳未満の方の被保険者均等割額は、計5.5割分を引き下げます。

	所得割率	被保険者均等割額	〔20歳未満の方の被保険者均等割額〕
基礎課税額（医療保険分）	基準総所得額 × 7.2%	加入者1人につき 37,000円	(18,500円)
後期高齢者支援金等課税額	基準総所得額 × 1.7%	加入者1人につき 9,000円	(2,250円)
介護納付金課税額 (※40歳以上65歳未満の方のみ)	基準総所得額 × 1.6%	加入者1人につき 11,000円	—

※基準総所得額＝令和3年中の総所得額－基礎控除
 ※20歳未満の方の被保険者均等割額は、軽減・減免による引き下げを行います。
 ※所得に応じた均等割額の7・5・2割軽減措置は、継続されます。
 ※令和4年度分の国民健康保険税は、令和4年7月に算定され、世帯主に通知されます。

参考 合計税率による標準保険料率*1との比較

	令和3年度までの税率	令和4年度からの税率	令和4年度標準保険料率*1	
40歳未満または65歳以上の方	所得割率 基準総所得額 ×	8.9%	8.93%	
	資産割率 固定資産税額 ×	40.0%	※廃止	
	均等割額 加入者1人につき	22,500円	46,000円 (20,750円)*2	52,067円
	平等割額 1世帯につき	23,700円	※廃止	—
40歳以上から65歳未満の方	所得割率 基準総所得額 ×	10.2%	10.5%	11.52%
	資産割率 固定資産税額 ×	47.6%	※廃止	—
	均等割額 加入者1人につき	29,400円	57,000円	70,901円
	平等割額 1世帯につき	28,200円	※廃止	—

*1 標準保険料率は、県内統一の基準にもとづき、県が算定した見込値になります。
 *2 カッコ内の額は、20歳未満の被保険者の方の均等割額になります。



税率改正に伴う激変緩和措置として、国民健康保険支払準備基金の一部を取り崩すことなどにより、県の標準保険料率に比べ、税率を低く設定しています。